

平成29年度 第1回

稲城市町界町名地番整理審議会

平成29年5月16日(火)

平成29年度第1回
稲城市町界町名地番整理審議会会議録

日 時：	平成29年5月16日(火)
	午後2時00分～午後3時00分
場 所：	市役所 庁舎4階 議会会議室

出席者	1番 高山 孝 夫	2番 高 橋 純
	4番 馬 場 栄 次	5番 泉 孝 幸
	6番 土 肥 英 生	7番 小谷田 政 夫
	8番 馬 場 房 義	10番 馬 場 丈 助
	11番 中 山 宏 司	12番 榎 本 勝 美

欠席者	3番 齋 藤 淳 一	9番 青 木 森 司
-----	------------	------------

事務局	都 市 建 設 部 長	吉 野 浩 章
	都 市 計 画 課 長	吉 岡 博 文
	都市計画係住居表示担当係長	黒 田 守 人
	都市計画係住居表示担当主事	山 口 哲 史

研 修	生涯学習課主事	根 本 瑞 穂
-----	---------	---------

日程第1	委嘱状交付
日程第2	会長、副会長互選
日程第3	説明 審議会制度について
日程第4	諮 問 案 件 1. 平尾地区の町界町名地番整理について

都市計画課長 本日は、大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。
それでは、開会に当たりまして都市建設部長の吉野より一言ご挨拶を申し上げます。

都市建設部長 皆様こんにちは。都市建設部長の吉野でございます。
委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
また、日ごろより、稲城市の行政にご理解・ご協力を賜りまして感謝を申し上げます。
初めに、最近の稲城市内の動向に少しでも触れさせていただきます。
過日、3月27日には、iバスの新路線の運行が開始されました。新路線は稲城市地域公共交通会議を設置し、約2年間32回の会議を開催し、さまざまな課題、要望などについてご議論いただき、バス車両を1台増便した見直し路線を決定し、運行開始したところでございます。新路線は、わかりやすく利用しやすい路線となっておりますので、皆様方もぜひご利用をいただければと考えております。
また、4月25日に多摩都市計画道路3・4・36号小田良上平尾線の消防出張所交差点から川崎市方面への開通式が行われました。小田良地区、上平尾地区の土地区画整理事業は着実な整理が進んでいる状況でございます。
稲城市の最近の動向は以上でございます。
さて、稲城市においては、第四次稲城市長期総合計画の中で、住宅環境向上を目的に町界町名地番整理を推進しております。
町界町名地番整理は、昭和62年に向陽台地区での実施を皮切りに、平成2年に平尾地区の一部、その後、ニュータウン地区のまちびらきに合わせて実施をしてきたところですが、平成10年の若葉台地区での実施が最後となっております。ここで、市内の都市基盤整備が進んできたことを踏まえ、平成28年4月に都市計画課に住居表示担当を配置し、改めて市内全域の住所の見直しについて検討を始めたところでございます。
この度、稲城上平尾土地区画整理事業の換地処分が近づいてまいりましたので、併せて町界町名地番整理を実施することになりました。町界町名地番整理は、住所や所在地を変更する市民に直接影響のある事業ですので、市民の皆様にご意見をいただく場として審議会を設置しております。若葉台地区を対象とした町界町名地番整理審議会以来、実に19年ぶりの審議会開催となりますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をお寄せいただき、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。
本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。
都市建設部長の吉野と、都市計画課長吉岡は名前を紹介させていただきました。他の事務局の職員をご紹介します。

住居表示担当係長 住居表示担当係長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

住居表示担当主事 住居表示担当の山口でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 研修の一環としまして、文化財担当の職員をこの会議に同席させていただいておりますので、ご了承願います。

生涯学習課主事 生涯学習課で文化財担当をさせていただいております根本でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 続きまして、次第2。委嘱状の交付を行います。委嘱状につきましては、時間の都合上、机上に交付させていただいております。ご了承願います。

続きまして、次第3。委員の皆様にご自己紹介をさせていただきたいと思っております。なお、東京法務局府中支局の斎藤委員、多摩郵便局の青木委員は本日欠席の連絡をいただいております。

お手元の委員名簿の順に、高山委員からお願いします。

高山委員 多摩中央警察署の交通課長高山です。よろしくお願いいたします。日ごろ、皆様には警察業務各般にあたりまして、深いご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

高橋委員 稲城消防署消防総務課長の高橋と申します。上平尾地区に消防出張所が、4月1日に開所しております。よろしくお願いいたします。

馬場（栄）委員 平尾自治会長の馬場です。よろしくお願いいたします。

泉委員 上平尾ひなた自治会の泉と申します。よろしくお願いいたします。

土肥委員 日本都市計画家協会の土肥と申します。稲城市の都市計画審議会の会長をしております。よろしくお願いいたします。

小谷田委員 稲城市教育委員会で文化財の担当をしております小谷田と申します。よろしくお願いいたします。

馬場（房）委員 平尾の杉山神社奉賛会の会長をさせていただいております馬場です。よろしくお願いいたします。

馬場（丈）委員 上平尾土地区画整理組合の理事長を務めさせていただいております馬場でございます。よろしくお願いいたします。

中山委員 小田良区画整理組合から出向しました中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

榎本委員 坂浜自治会長の榎本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 続きます、次第4、会長・副会長の互選でございます。
稲城市町界町名地番整理審議会条例の第5条の規定により、委員のうちから互選により選出することになっております。どなたか立候補、推薦がございますでしょうか。

馬場（房）委員 区域内にお住まいでない方に会議の進行をお願いしたほうが、皆さんも意見が出やすいのではないかと思いますので、都市計画審議会では会長をされている土肥委員長に会長、副会長には平尾自治会長の馬場栄次委員をお願いしてはいかがでしょうか。

都市計画課長 ただいま、会長を土肥委員に、副会長を馬場栄次委員にとの発言がございました。皆様、いかがでしょうか。賛成であれば拍手をお願いします。

(拍手)

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、会長を土肥委員に、副会長を馬場栄次委員にお願いします。
それでは、会長の席に土肥会長、移動をよろしくお願ひいたします。
会長・副会長から、一言ご挨拶をお願いします。

会長 日本都市計画家協会の土肥と申します。稲城市都市計画審議会の会長もしております。稲城市の都市計画マスタープランなどに関わらせていただいております。今回の町界町名地番整理審議会におきましても、皆様ともにしっかりとした審議を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

都市計画課長 ありがとうございます。それでは、副会長の馬場栄次さんをお願いします。

副会長 皆様の推薦ということで、よろしくお願ひします。
地名・町名ということですが、地域、それから行政も含めて、皆さんがわかりやすいような地番・地名にしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願ひします。

都市計画課長 次に、傍聴についてご説明いたします。本日は傍聴者が2名いらっしゃいます。傍聴に関しましては、各種審議会・委員会等の設置運営基準によりまして公開とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから先の会議の進行につきましては、稲城市町界町名地番整理審議会条例第5条第2項によりまして会長が議長を務めることとなります。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長 ただいまより平成29年度第1回稲城市町界町名地番整理審議会を開会いたします。
本日は、斎藤委員、青木委員が欠席されておりますが、委員12名のうち10名が出席しており、出席が半数を超えておりますので、稲城市町界町名地番整理審議会条例第7条第2

項によりまして会議は成立いたします。

それでは、議事に入ります。次第5、審議会制度について、事務局より説明をお願いいたします。

住居表示担当係長 審議会制度についてでございます。

まず、目的としましては、稲城市の住所整理に関し、住民への周知、理解と協力を得ることを目的に、地方自治法第138条の4により、市長の諮問機関ということで、稲城市町界町名地番整理審議会を設置しております。

審議会の役割は、市長から諮問をさせていただきまして、それに応じて市内の町及び丁目の設定並びにその名称、区域及び境界の決定等住所の整理に関する重要事項の計画、調整その他実施に関する調査と審議を行っていただくものです。

市長から、諮問を行いまして、審議会でご協議をいただいた後、答申ということでお答えをいただくという流れになっております。詳細につきましては、別紙、稲城市町界町名地番整理審議会条例をご一読いただければと思います。

説明については以上でございます。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(なし)

会長 それでは、ご意見ないようですので、次第6、平尾地区の住所整理について、諮問をお願いいたします。

都市計画課長 稲城市町界町名地番整理について（諮問）。
稲城市町界町名地番整理審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

- 1 諮問事項 平尾地区の町界町名地番整理について。
よろしく願いいたします。

会長 それでは、ただいま諮問いただきました次第7、平尾地区町界町名地番整理について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 審議事項に入る前に町界町名地番整理と稲城市の現状について及び町界町名地番整理実施基準について、説明をさせていただきたいと思っております。

また、ご審議いただく内容は、対象区域、町名、地番についてとなっております。詳しい内容については、担当より説明をいたします。

住居表示担当係長 基本的な考え方の説明をさせていただきます。

稲城市の場合、土地に割り当てられている地番を住所として使っております。この地番

による住所の問題点は土地の分合筆の際、不動産登記法の規則より、最終地番の追い番を付番していくことで住所の連続性を失い、わかりにくい住所になっていくことです。地番がわかりにくくなりますと、緊急車両の到着遅れですとか配達物の誤配が発生してまいります。

次に、町界町名地番整理という整理の仕方です。稲城市〇〇（大字名）98番から130番地までであったとします。道路等で囲まれた一つの区域、いわゆる街区と呼ばれる区域を1番地という形で設定します。そして、街区の中にある土地ごと順に枝番を振っていきます。実施前の住所については、稲城市〇〇98番地から130番地でしたが、町界町名地番整理を実施した後ににつきましては、稲城市〇〇△丁目1番地の1から11と、きれいに整理がされます。伴って、登記簿上の地番は、稲城市〇〇△丁目1番1から11、本籍に関しましては稲城市〇〇△丁目1番地1から11という表現になります。

基本的な考え方としては、道路や川などを境に、ある程度ははっきりした区域に一丁目、二丁目と分けていきます。次に街区を一つの番地として、順序よく枝番を振っていきます。この場合の住所の表示の例としましては、稲城市〇〇一丁目1番地の1となります。

次に、町界町名地番整理実施済みの区域について説明します。

稲城市の中で、町並みが整理されているところはニュータウン地区と平尾地区のみになっております。まず、皮切りになりましたのがニュータウン向陽台地区でございます。それに続いて平尾の一丁目から三丁目を平成2年に整理しています。なお、平尾二丁目の一部では、平成5年に実施をした経過がございます。長峰、若葉台につきましては、まちびらきに合わせ、平成6年、平成10年に整理をしています。

次に、平尾地区のみの現状について説明します。

青いところが平尾一丁目、下の黄色いところが平尾二丁目、緑の箇所が平尾団地などがある平尾三丁目、すでに平尾については大部分の住所が整理されています。そして、赤く平尾字〇〇号と表記がされている所については、まだ整理がされていないので、今回の審議会に諮問させていただく該当区域になります。

ここで、町界町名地番整理実施基準という資料について説明させていただきます。

町界町名地番整理実施基準ということで、実施に伴って丁目の振り方ですとか地番の振り方の考え方を示した基準でございます。向陽台地区の実施時につくられたもので、既に整理済みの平尾一から三丁目に関してもこの基準で整理をされています。

表現がわかりにくい場所もございますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

整理の範囲は、稲城市の全域としております。町界町名の（2）、町は丁目をもって組織するとなっております。これに従って平尾、それからニュータウン地区も〇〇丁目と設定がされております。（4）町及び丁目の境界は、なるべく道路、河川、鉄道をもって境界鮮明を期するとなっております。町の境目はどこかの筆の境目というわけではなくて、道路とか川とか、わかりやすい部分で設定をしていくとあります。

3の（8）町名の選択、町名は従来の町名（小字を含む）に準拠し、地域の歴史、風土、文化等地域にふさわしい違和感のないものとし、全市を通じて同一町名、類似町名、読みにくいもの、字句が長いもの及び常用漢字以外の使用名町は避けるとなっております。ここは、全国的に同じ流れでございまして、基本的には元々あった町名を使いましょうとなっております。

4、地番振り。(1)に地番の方式は時計回り、(3)地番の定め方で、道路・河川及び鉄道で囲まれた一街廓(街区)ごとに親地番とし、街廓内に複数筆ある場合は、新地番に1・2・3と枝番をつけるとなっております。

ただ、余りにもこれにこだわって実施していきますと、かえって飛び番が出たりですとか、わかりにくい地番の振り方になってしてしまうということもございますので、町の状況に応じて臨機応変に対応していきたいと考えております。

実施基準に関しては以上でございます。

続いて、審議事項について説明をさせていただきます。まず対象区域についてでございます。

まず、①字8号、9号の一部、14号の一部を平尾一丁目に編入について。こちらは、よみうりカントリークラブの敷地でございます、平尾字9号と8号として残っておりますので、今回の町界町名地番整理の一環で一丁目に編入をさせていただきたいと考えております。

続いて、②字5号を平尾三丁目に編入について、字5号というのは、平尾の外周通りに、恐らく平尾団地を整理したときに取り残されていたと思われる筆が2筆ありまして、こちらについては平尾三丁目に編入をさせていただきたいと考えています。

続いて、③字6号、9号から14号、坂浜1255番4ほか10筆により、(仮称)平尾四丁目を新設について。こちらについては、上平尾の土地区画整理事業を実施している箇所と、その周辺の区域外をあわせて四丁目ということで整理させていただければと考えております。

参考に、稲城市の町区域(大字)一覧という資料についてでございます。

稲城市は一つの町の区域が非常に大きく、既成市街地である、矢野口、東長沼、大丸、百村、坂浜については、300ha程度の規模で町が構成されております。地番に関しても3000番地ですとか4000番地ですとか、大きい地番が発生しています。

平尾の現状につきましては、小字が残っている区域が46.8ha。一丁目に関しては29.5ha、二丁目に関しては39.5ha、三丁目については34.4haで構成をされています。また、ニュータウン区域でも丁目を設定されておりまして、平均20haから30haぐらいの規模で構成されています。

次に、平尾地区に、平尾四丁目を新設して見直した場合どういった面積で構成されるか示したものでございます。小字区域については、一丁目に編入される部分と三丁目に入る部分、それと新しく四丁目になる部分がございます。新しく設定をし直しますと平尾一丁目が29.5haから36.4haに、平尾二丁目と平尾三丁目に関しては変わらず、平尾四丁目は40.1haで構成されます。

次に、平尾区域の学園通りとの位置関係を示したものでございます。この色のついたラインが学園通りでございます。画面の右の端が大谷米屋さんのあたりになります。学園通りの真ん中(小田良通り付近)で坂浜と平尾が入れかわるような形で学園通りは構成されています。今回は、小田良の区画整理区域が学園通りに入り込んでいる部分があり、そこからは、小田良の区画整理が終わるまで、整理がつかないので、学園通りの南側の線で平尾区域を構成させていただこうと考えております。つまり、学園通り自身は全域坂浜に編入を考えております。また、学園通りの南側にある緑色の部分は個人の方の所有地ですが、学園通りを平尾と坂浜の境に設定いたしますので、緑色の部分に関しては、坂浜から平尾

中山委員 先ほどの道路の、学園通りの部分ですけど、基本的に区画整理が終わった時点で最終的に小田良に全部編入されるということですか。

住居表示担当係長 スライドの赤い線が坂浜と平尾の境です。大谷米屋さん付近は学園通り自身が坂浜です。先ほど申し上げました坂浜の個人所有地ですが、境界線が学園通りよりさらに南にある、旧道となっていますので、学園通り南側に持っていきたいと考えております。小田良通り付近で、学園通りの境界が南側から北側に入れ替わるところがございます。この境界を全体的に南側に持っていきこうと考えています。最終的に学園通りは全部坂浜の区域に入るという予定でございます。

中山委員 はい、わかりました。

会長 はい、ありがとうございます。実際に見せていただくとよくわかります。ありがとうございます。それ以外に何か。具体的な場所に関してでもいいですし、これもわからないこととか質問等があれば、ぜひ、この機会にお願いしたいと思いますが、ご意見ありますか。

中山委員 もう一ついいですか。今度トンネルができますね、平尾と小田良のトンネル（多3・4・36号）。坂浜と平尾の境というのはどこになるわけですか。

住居表示担当係長 学園どおり南側側線が境になります。トンネルは下をくぐっているんですけど、地上権の設定という形になります。

中山委員 ということは、やっぱり先ほどの説明と同じで、あくまでも道路は坂浜ということになるわけですね。

住居表示担当係長 そうです。

会長 学園通りの取り扱いについてのご質疑でしたが、それ以外に何かございますか。

副会長 事務局にお願いですけども、当該の住民の方々に案内を、説明会も含めて案内をしっかりとやってほしいと思っております。ただ、上平尾みたいに四丁目だねって誰が思ってもわかるようなところの地番を整理しますよというのはわかると思うのですが。もともとのあるところが何の通知や案内もなく、いきなり一丁目に入るだとかというふうに言われても、戸惑うこともあるかもしれませんので。その辺だけは、やっぱり案内をしっかりとしてくださいということだけをお願いしておきます。

都市計画課長 一丁目については読売さんのゴルフ場の敷地なので、読売さんのほうには情報ご案内は随時差し上げながら進めてまいりたいと考えております。そのほかの平尾三丁目に編入する字5号は、市有の道路について事務簡略化等を目的とした整理なので、恐らく住民の皆さんには影響もないと考えております。そういった部分も含めまして、情報については市

民の皆様にも提供しながら進めてまいりたいと思います。

また、関連地区の方たちには、免許証の住所変更や、銀行の住所変更だとか様々な手続が出てきますので、そういった部分も調整しながらご案内をしっかりと差し上げていきたいと考えております。

会長 はい、ありがとうございます。

馬場（房）委員 よみうりランドの敷地内が今度一丁目に編入されるということになると、平尾の人はそこに自由に入れるようになるのでしょうか。

住居表示担当係長 現状、読売ゴルフ場の6番、7番ホールあたりになります。その地番が変わるだけで、自由に入れるようになるわけではありません。

会長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

（なし）

会長 それでは、案件の説明は終わり、質問も出尽くしましたので、諮問内容について、今後の住民説明会での状況も踏まえ、事務局でまとめていただき、差し支えなければ次回回答とさせていただきます。

本日の日程は、これで全て終了といたします。

以上をもちまして、平成29年度第1回稲城市町界町名地番整理審議会を閉会いたします。